

議員政治倫理審査会記録

平成30年4月16日

【開催日】 平成30年4月16日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後2時39分

【出席委員】

会 長	河 崎 平 男	副 会 長	山 田 伸 幸
委 員	奥 良 秀	委 員	河 野 朋 子
委 員	笹 木 慶 之	委 員	長谷川 知 司
委 員	松 尾 数 則	委 員	吉 永 美 子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰	副 議 長	矢 田 松 夫
議 員	高 松 秀 樹		

【事務局出席者】

事務局長	中 村 聡	事務局次長	石 田 隆
------	-------	-------	-------

【参考人】

調査請求代表者	中 島 好 人		
---------	---------	--	--

【審査内容】

- 1 調査請求代表者からの事情の聴取
- 2 調査請求の適否について
- 3 今後の審査について
- 4 その他

午後2時 開会

河崎平男会長 それでは、ただ今から政治倫理審査会を開会いたします。杉本

保喜議員に対する調査請求について審査を行います。本日は、調査請求代表者の中島好人さんの出席をいただいております。それでは、審査会を代表して中島さんに一言御挨拶申し上げます。本日は、公私ともお忙しい中、本審査会に御出席をいただきありがとうございます。審査会を代表して厚くお礼を申し上げるとともに、本日は忌憚のない御意見を述べていただくようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。調査請求について、中島さんから御説明いただき、その後、質疑に入ります。なお、中島さんにおかれましては、会長の許可を得てから発言くださるよう、よろしく申し上げます。発言の内容は事案の範囲を超えないようお願いいたします。また、中島さんは委員に対して質疑をすることができないことになっていますので、あわせて御了解をお願いいたします。それでは、調査請求の内容について、中島さんから説明をお願いします。

中島好人調査請求代表者 私にこうした発言の機会を設けていただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げたいと思います。しかしながら、この案件については、新聞報道が一斉にされたのが1月18日となっています。当然、その新聞を見た市民からは、今どうなっているのだろうか、議会はどういうふうに対応しているのだろうか、こうした疑問が市民から出るのは当然のことではないかと思うわけです。そうした中ですから、議会が自らそういう市民の疑問に答えていくことが大事ではないかと思うわけです。ですから、政治倫理審査会は、議会自らの手で設置して説明をしていくことが、必要ではなかったのかと思います。市民から100名以上、私が提出したのは175名分ですけど、そうした署名があって初めて政治倫理審査会が設置される状態に対して、私としては極めて遺憾だし、議会の責任を果たしていないと言わざるを得ないと、まず最初に、このことを申し上げたいと思います。こうして皆さんの顔ぶれを見ますと、一緒に議会改革を進めてきた方がほとんどではないかと思うわけです。何のために議会改革を進めてきたかと言えば、議員定数削減が叫ばれている中で、議会としては市民の中に出かけ

て行って、そして市民の信頼を勝ち取っていこうと、こうしたことで議会改革を行い、また議会基本条例を制定し、そして倫理条例も制定して市民の信頼を得ていこうと努力してきたのではないかと思うわけです。そうした中で、今回の議会の対応は、こうした市民の信頼を勝ち取るどころか市民の信頼を失わせる結果になってしまっているのではないか。したがって、こうしたことでは、今日まで築き上げた当市の議会改革が後退していく点を、私はまず懸念しているということを言わざるを得ないと思います。山陽小野田市の政治倫理条例は、いわゆる「議員が政治倫理の確立と向上に努め、主権者である市民の負託に応え、良心と責任をもって政治活動を行い、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」ということで、議員政治倫理条例が制定されてきたわけです。そして、議員の責務として2条に掲げているのは、「議員は、市民全体の代表として、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない」。2番目として「議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない」。3として「議員は、政治倫理に反すような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」という、こういった議員としての責務を掲げています。これはただ単に議員の個人的な問題ではなく、議会としてこうした問題にどう対応していくかということも、同時に問われているのではないかと思うわけです。となると、この倫理審査会は何のために開かれるのかであります。審査の内容いかんによっては、以前も経験していますけど、一人の議員の権利を剥奪し辞職勧告をする権限を持っているということでもありますから、こうした覚悟を持って、是非審査に当たっていただきたいと思います。全体的には最初の思いを話しました。そして、項目については、4月4日に議長宛てに7項目にわたって申入れを行っていました。中でも杉本議員が祝勝会に対して、会費の設定など、どの程度関わっていたかという点であります。そして、実際に杉本議員が負担した金額はいくらなのか。また余分な負担が寄附行為に当たるとの認識があ

ったのかという点です。7項目以外についても委員の皆さんの中で解明していただきたいと思います。そして、倫理条例8条2項で議長は、審査結果の報告を受けたときは、速やかにその内容を公表するものとしています。この8条2項に沿って、市民への説明責任を果たしていただくよう、よろしくお願いいたします。以上の点が、私からの思いであります。

河崎平男会長 ありがとうございます。以上で調査請求についての説明が終わりました。これから質疑に入ります。どなたかございますか。

山田伸幸副会長 調査請求の対象となる事由の内容ということで、公職選挙法違反容疑と書かれていますが、これがどのような選挙法に違反しておられると考えておられるのか、もし、そのお考えがあれば御説明をいただきたいと思います。

中島好人調査請求代表者 新聞報道でそういう違反の疑いがあるというのがほとんどの新聞報道でしたので、そういう項目をまず挙げさせていただきました。そして、政治倫理基準の項目が、ここでは6項目挙げてありますけど、おおまかに言って(2)の市民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用し、社会通念を逸脱する金品は授受しないこと。政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を企業、団体等から受けないこと。また、自身の後援団体についても同様に措置すること。こうした基準もある点からも、審査会の要求をお願いしたところであります。

河崎平男会長 ありがとうございます。その他の委員の皆さん、何でも結構です。質疑がありましたらお願いします。

山田伸幸副会長 それでは調査請求の対象となる事由の第2で市民への説明責任はどうするのかと書かれておりますが、中島さんは杉本保喜議員が市

民への説明責任は果たしていないと考えておられるのでしょうか。

中島好人調査請求代表者 先ほど申したように、中でも明らかにしてもらいたいということで、要するに祝勝会にどこでも関わったのかという、プログラムや会費や、その辺のところは全然市民に知らされていませんし、自分がいくら出したのかということも知らされておられません。そうしたところをきちっと審査会の中ではっきり示して、きちっと調査してほしいということでもあります。

山田伸幸副会長 そうではなくて、説明責任のことを今第2項で言うておられるんですよね。中島さんは。市民への説明責任はどうするのかということなんですが、説明責任は必要であり、それを果たしていないとお考えなのではないでしょうかとお聞きしたんですが。

中島好人調査請求代表者 もちろん、そういうことです。

河崎平男会長 せつかくの機会でありますので、疑問がありましたら、中島さんに質疑をお願いします。

河野朋子委員 今回、最終的に173人という署名を集められた中で、市民の皆さんの声というか、実際にどういった声が上がったのかということをお尋ねいたします。

中島好人調査請求代表者 どうもありがとうございます。駄目だという人はほとんどいません。すぐ、そうだとということで、積極的に署名をしていただきました。中でも、今頃になってという声も寄せられました。しかし、まだ何も知らされていないし、是非頑張ってもらいたいという声を寄せられました。1月18日に報道されて、提出したのが3月26日にですか、運動し始めたのはほとんど1週間なんです。実際問題、1週間前にちょっと集まってやろうじゃないかって決めて、だから1週間ですぐ集まった

という状況です。

河崎平男会長 そのほか審査請求、申入れについての質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

松尾数則委員 ほとんどの内容、例えば7つの項目というのは、これは中島さんに聞いても、答えが出る内容ではないんですよ、正直言います。中島さんの意見としては公職選挙法違反ということでこういう形になったんですが、もし良ければ、公職選挙法の第何条第何項に違反しているとかがあると分かりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

中島好人調査請求代表者 第何条とかは分かりませんが、要するに寄附行為が公職選挙法に違反するし、祝勝会そのものがどうなのかという点も考えられますし、状況によっては会費以上に出したという話も聞いていますから、そうすると公職選挙法違反の疑いもたれるということで、委員の皆さんの中で明らかにしていただきたいという思いであります。

河崎平男会長 新聞報道によってということですね。そのほかにありますか。なければこれで質疑を終了いたします。中島さんに一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本審査会に御出席いただき貴重な御意見を述べていただきました。心から感謝申し上げます。中島さんから頂いた貴重な御意見等においては、今後、本審査会での審査に十分生かしてまいりたいと考えます。本日は誠にありがとうございました。退席をいただきたいと思います。中島さん、どうぞ。

中島好人調査請求代表者 どうも貴重な時間に発言の機会をいただき、冒頭申し上げましたけど、本当にありがとうございました。是非皆さんで審議していただいて、しかし、この審査会が一人の議員の権利を奪うだけの資格を持った審査会であろうと思っていますので、慎重審議をよろしくお願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

河崎平男会長 ありがとうございます。お気をつけてお帰りください。

(中島調査請求代表者退室)

河崎平男会長 それでは、次第に沿って進めます。調査請求の適否についてありますが、委員の皆さん、適ということによろしいでしょうか。御意見があれば述べていただきたいと思います。意見はありませんか。ないようでしたら調査請求については適と認めます。調査の請求については適していると了承していただきました。次に次第の3番目に入ります。今後の審査についてありますが、どういうふうにいたしましょうか。

河野朋子委員 今後解明していくべきことということで、請求者からも御意見を頂いたことを踏まえると、やはりこれは御本人に確認しないと分からないことばかりなので、御本人に来ていただいて、その当たりを明らかにしていただくのが、一番最初にしなくちゃいけないことかなと思いました。以上です。

河崎平男会長 はい、ありがとうございます。ちょうど審査の項目事項については、(2)の政治倫理基準に違反する行為の存否についてというもう一つの審査項目があります。これについては先ほど調査請求を出された中島さんから事情聴取し、(1)については適と認めたところであります。次に(2)の違反行為の存否について、被審査議員に出席をしていただいて、いろいろと聞かなくてはいけないということもあります。委員の皆さん、これによろしいですか。

笹木慶之委員 それともう1点、私も詳細がよく分からないところがあるんですが、新聞報道によれば、山口地検に書類送検されたという形です。その後この件がどうなったのか。それを確認しておくことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

河崎平男会長 笹木委員から新聞報道の後、どのようになったかということは大事ではないかということでもあります。これについてはどうですか。

山田伸幸副会長 今の話ですと、検察に問合せをするしか方法はないんですが、この審査会の名前で問合せをするということなんでしょうか。

笹木慶之委員 私は方法論を言ったわけではないんですが、現状としてどのような結果が出ているかということは、違反であるか、違反でないかという部分の重要な案件ですから、きちっと押さえておかなければならないと思います。方法論は別として、その事実確認ができる方法、もちろん本人から聞くということもあるでしょうし、他の方法があればその辺りを整理しておく必要があるのではないかと。これは極めて重要な案件だと思います。

山田伸幸副会長 本人も含めて、本人以外の方が書類送検後どうなったかというのは、恐らく当事者以外には知らせていないと思うんです。ですから、これは検察にどうなりましたかと聞いて答えが返るかどうかも、わからないと思うんですけど、それを審査会としてすべきだということなんでしょうか。

笹木慶之委員 私が言ったのはその結果が重要な事柄であるということから、やはりそれをきちっと整理しておかなくてはならないかということを行っているわけです。だから、私がどの方法でどうのこうのと言うことではありませんが、しかるべき方法をきちっと整理していくということが必要じゃないかなと思います。だから先ほど本人を呼んでということがありました。もちろんそれはそれとして必要なことだと思います。本人の口から聞くということもあるかもしれませんが、いずれにしても結論は出ておれば出ているということでしょうから、出てないかもしれませんが、そこは分からんわけですよ。だから、その後どうなっ

たのかということが、この審査する中で重要な案件だと申し上げたわけです。

河崎平男会長 分かりました。その後どのようなようになったかということについては、この審査会が立ち上がって事務局として何かできるんですか。

中村事務局長 詳しくどういった手続ができるかどうか、そこまでまだ把握していませんが、この審査会で判断するに当たって、違反行為の存否があったかどうかを確認していただくわけですけど、その判断をするために、そういった状況が必要だということであれば、事務局のほうで当たってみたいとは思っています。結果として出てくるかどうかのお約束はできませんが、そういった問合せをすることは可能だということです。

河崎平男会長 局長から回答がありましたが、そういう状況で、存否の関係で必要ということであれば当たっていただくということで、どうなるか結果は分かりませんが、当たっていただくということで、委員の皆さん、理解をしていただけたらと思いますがいかがですか。

松尾数則委員 倫理条例、倫理なんですよ。だから、それ以前の問題かなという気もしなくもないんですが、どうなんですかね。

(発言する者多し)

松尾数則委員 いやいや、警察がどうのこうのいう以前の問題かなと思っています。

河野朋子委員 警察の判断とかそういうことも、これからこの審査会でいろんなことを明らかにする中で、必要な事項ではないかと、笹木議員が言われたことに対しては、私も賛成で、それがどのような方法で、あるいは本当にどうかっていうことについては、まだ不確定ではありますけれど

も、本人を呼んでいろんなことを確認するのと並行して、そういったこともやはり事実を明らかにする必要があると思いますので、私は会長が言われた進め方でやっていくべきではないかと思っています。

河崎平男会長 松尾委員は倫理条例以前の問題という発言がありましたし、2名の委員からは同時進行で明らかにすることも大事という発言もありました。

吉永美子委員 私も警察がどこまで出してくれるかなって思っていましたけども、やはり真実を追究していかなければいけないわけですから、そういう意味では警察にも問うていくことは必要だと思います。また、あわせて被審査議員を呼ぶのは当然のことですし、また、条例にありますように弁明の機会を与えなければならぬとなっているわけですから、なおさら本人に真実を聞き、事情も聞き、そして弁明もさせるということで、本当にこの点はしっかりとやっていかなければいけない。2本立てでやっていくべきだと思います。

河崎平男会長 そのほかにありませんか。なければ同時進行で明らかにしていくということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

河崎平男会長 異論はないようでありますので、同時進行で調査をしていきたいと考えますので、事務局のほうもよろしくお願いします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

河崎平男会長 それでは3番、今後の審査については以上でよろしいですか。

(「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

山田伸幸副会長 具体的に次にいつ開催して、杉本議員にいつ出てきてもらうかというのを決めなくちゃいけないと思いますが。

河崎平男会長 それでは今後の審査については同時進行でいくということであり、その他の項で、いつ開催するか、被審査議員の弁明の機会ということで何日に開催すればよろしいでしょうか。

(発言する者多し)

石田局次長 今から候補の日にちを申し上げますので、その中で議員さんの御都合の確認と、相手の方の合う日にちを調整させていただきたいと思えます。候補として、来週の月、火、水、4月16、17、18のいずれか、次に、4月23、月曜日、24、火曜日、27日、金曜日の6日間で調整させていただきたいと考えておりますが、既に御都合の悪い日にちがありましたらお教えいただければと思えます。

(発言する者あり)

河崎平男会長 それでは、3回目の政治倫理審査会は、27日の1時からが1案、2案が5月1日の午前、午後が3案ということで日程を決めさせていただきます。それでは皆さんよろしく願いいたします。その他ありませんね。

長谷川知司委員 次に杉本議員が来られるときに、どのような内容を聞くかということは、あらかじめ話しておかなくていいですか。

山田伸幸副会長 それは最初に委員長から既に請求書が出ている内容で質問されて、その後、答えていただいて、あとは適宜ということにするのが……。

(発言する者あり)

河崎平男会長　そうですね。あれが調査請求項目の違反の審査内容になっておりますので、存否があったか、なかったかというのを聞きたいと思えます。ほかに何かありますか。それでは、これをもちまして第2回の政治倫理審査会を閉じます。御協力ありがとうございました。

午後2時39分　散会

平成30年（2018年）4月16日

議員政治倫理審査会長　河　崎　平　男